令和4年度 事業計画書

☆ 事業 方針

今日の社会は、少子高齢化や核家族化などによる社会環境の変化はもとより、 新型コロナウイルス感染症対策に伴う接触回避のための交流活動の自粛、経済 活動の低迷などにより、住民同士のつながりの希薄化、社会的孤立や生活困窮、 介護、子育てに対する不安など私たちを取り巻く福祉課題の複雑・多様化が加速しているように感じられる現在の状況下にあって、本協議会の果たす役割は、 きわめて重要なものと考えています。

本協議会は、平成4年2月19日に社会福祉法人として認可を受け、同年4月に新たにスタートしてから、令和4年で30年目の節目の年を迎えます。この間、福祉を取り巻く環境の変化によって生じてくる福祉問題の解決に向けて、地域福祉推進の中核機関として、住民が安心して暮らせる地域づくりや各種事業並びに団体活動の支援、推進を図ってまいりました。

また、本協議会が、使命や役割を果たしていくために必要な指針となる基本計画として「第4期地域福祉実践ぷらん」を平成29年度に策定し、令和3年度まで"このまちで暮らしていく「他人事を我が事に、なかふ丸ごと」みんなでつながる地域づくり"の基本理念のもと、様々な福祉課題に取り組んでまいりました。

令和3年度には、「第4期地域福祉実践ぶらん」の実施状況を検証・評価し、 関係機関の方々からの意見をいただき「第5期地域福祉実践ぶらん」(令和4年度から令和8年度)を策定しました。この計画の基本目標の実現に向けた事業推進を図り、事業の実施にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた感染症対策を十分講じるとともに、行政や各関係機関、団体などの協働・連携を強め、地域住民の方々と様々な事業をとおして地域福祉の推進に努めてまいります。

☆ 基 本 計 画

- 1. 会務の運営
 - 1) 理事会 5回(5月・6月・9月・12月・3月に開催) 本会の事業並びに運営等に関し、適正かつ効果的な推進を図るための各事業の方針・計画を策定し、執行する。
 - 2) 評議員会 3回(定期 6月、3月及び必要がある場合に開催)
 - 3) 監査 4回(5月・7月・10月・1月に開催)

- 4)総務企画部会 2回(6月・10月に開催)
- 5) 関係諸会議・研修会 役職員の資質向上を目的とする研修会等への参加。

2. 財政基盤の確保

1) 一般会費の確保

各区会に一般会費の適正納入を依頼する。また、会員加入率の低い区会には積極的に社協事業活動等を周知して、会費納入の増加を図る。

2) 特別・賛助会費の確保

特別会費の協力を広く町民に呼びかけるとともに、各事業所を戸別に訪問し賛助会費の協力を依頼し、会費納入の拡大に努める。

- 3) 補助金・委託料・寄付金・配分金の確保 町・道共募等からの補助金・委託料・配分金の適正確保に努める。
- 4) 福祉基金・積立金の確保 社協運営の安定を図るための適正な積立金の確保と管理運用に努める。

3. 地域福祉の推進

1) 第5期地域福祉実践ぶらんの推進 町の総合福祉計画と連携し、第5期地域福祉実践ぶらんの着実な実践に 努める。

2) 広報活動の推進

「社協だより」年2回(7月・1月)の発行並びにお知らせ用チラシを 作成して全戸配布を行うとともにホームページを更新して、町民に対して 社協活動の啓発に努める。

- 3) 町社会福祉大会の開催 功労者に対する表彰及び社会福祉についての研究。
- 4) 共同募金委員会との連携 共同募金・歳末たすけあい運動を町民に対し積極的に働きかけ、募金活 動の啓発と推進に協力する。
- 5) サロン事業の推進 高齢者の方が気軽に集い、地域に住む方々との仲間づくりを促進するため、事業実施への支援を行う。
- 6) ふまねっと運動の普及推進

月2回の運動教室を実施する。また、地域に出向き老人会・団体等にふまねっと運動が普及するよう努める。

- 7) 行事用テントの貸出 各種行事・イベントに行事用テントを貸出しする。
- 8) 高齢者疑似体験教材の貸出

福祉教育・ボランティア学習の推進のため、体験学習・研修会を行う学校、企業、団体などに対して高齢者疑似体験教材を貸出しする。

4. 在宅福祉事業の推進

1)会食サービス事業

(町委託事業)

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、月1回演芸鑑賞や軽い体操などを行い、社協役員・民生委員・登録ヘルパー・食生活改善協議会の協力をいただき、会食の場を提供し、交流を図る。 932千円

2) 除雪サービス事業

(町委託事業)

おおむね65歳以上で近くに身寄りがなく冬期間の除雪が困難で、健康に優れないひとり暮らし及び高齢者世帯で、家の「通気口がふさがる」「窓ガラスが破損する恐れがある」など危険な箇所の団体等による除雪を行う。 ただし、状況により実施できない場合がある。 57千円

3)配食サービス事業

(町委託事業)

おおむね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯等で、調理が困難な家庭にデイサービスセンターなかまーるで調理した温かい変化のある昼食・夕食を、毎週5回(月~金)社協職員・ボランティアが配達し、健康状態及び安否の確認を行う。 10,935千円

4)移動支援事業

(町委託事業)

屋外での移動に困難がある障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

5) 移送サービス

病院へ入退院・施設等へ入退所する際、寝たきりの状態又は歩行困難な 方をリフト付きワゴン車で送迎する。原則として地域内外の片道所要時 間が1時間30分の範囲内で、家族の付き添いが必要。

- 6) 福祉機器の貸出
 - 車椅子・介護用ベットを短期間貸出し、介護負担の軽減を図る。
- 7) 敬老祝金の支給事業

数え100歳以上の方に、長寿のお祝いとして敬老祝金を支給する。

- 5. 介護予防・日常総合支援事業
 - 1) 基準緩和型通所サービス事業

(町委託事業)

身体機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者、又は要支援1・2と認定された方に対して、通所による運動器の機能向上及び介護予防の各種サービスを提供することにより、要介護状態となること及び閉じこもりの防止、認知症予防など自立した日常生活を営むことができるよう支援する。 8,692千円

- 2) 基準緩和型訪問サービス事業 (町委託事業) 要支援1・2又はチェックリスト対象者に対し週1回まで、掃除・洗濯 物干し程度の生活援助を行う。 1,892千円
- 3) 介護ボランティア事業 (町委託事業) サポートクラブにじまーるをとおして地域貢献することを奨励及び支援 する。 241千円
- 4) 地域介護予防活動支援事業「開放型サロン」 (町委託事業) 住民誰もが気軽に寄り合え、お互いが生活の張りを持ち合えるような居場所作りをとおして、地域での孤立予防や日頃の見守り・支え合い活動へと展開させていくことを目指して、高齢者同士又は世代を超えた地域住民の交流活動を行う。 2,009千円
- 5) 介護予防普及啓発事業 (町委託事業) サロン・老人会に出向きスマートフォン講座等企画し、介護予防出前講 座を実施する。 240千円
- 6) 生活支援体制整備事業 (町委託事業) 地域における助け合いや高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する。 7,766千円
- 6. 介護保険事業の実施
 - 1)居宅介護支援事業

要介護認定調査で介護1から5の認定を受けた方の「ケアプラン」(介護サービス計画)を作成する。

2) 通所介護事業・予防通所介護事業 デイサービスセンターなかまーるにおいて、日帰りで食事、入浴などの 介護サービスや機能訓練を提供する。

7. ボランティア活動の推進

1) 福祉ボランティア活動の支援 個人・団体ボランティアの育成と、ボランティア活動について、積極的 に支援を図る。

2) ボランティアセンター機能の充実 地域住民との情報共有化を目的とし、ボランティア情報収集機能、ネットワーク機能、コーディネート機能の強化を図る。

8. 要援護者生活支援事業の推進

1) 社会福祉金庫の貸付 緊急生活資金として貸付を行い、一時的な生活安定を図る。

2) 生活福祉資金の貸付 低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯を対象に生活福祉資金の貸付 を行うことにより生活の安定を図る。

3) 日常生活自立支援事業

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方を対象として、生活支援員が支援計画にそって福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝い、日常生活費の管理等を行います。

4) 歳末たすけあい募金の配分 低所得者世帯や子育て支援を要する世帯に歳末義援金を配分する。

9. 各種福祉団体等への活動支援

1) 福祉団体等活動の推進

社会福祉の増進を図るため、老人クラブ連合会・身障協会・手をつなぐ 育成会・母子会の福祉団体及び遺族会の事務局を運営し、育成と事業活 動への支援を行う。

2) 福祉団体等への活動費助成 活動資金の援助が必要な団体に対し、活動費の助成を行う。